

(1 2 - 1) [令和 1 年 決算審査特別委員会 (健康福祉分科会 第 2 日)]

[09月27日]

◆織田勝久 委員 通告に従って質問してまいります。

まず、消防局の非常勤職員報酬について伺います。非常勤職員に関連して、非常勤職員報酬、火災予防指導員報酬、カラーガード隊報酬とありますが、非常勤職員報酬、火災予防指導員報酬、それぞれについて伺います。1つ目、職務内容と定数について、2つ目、定員の増減について毎年どのように検討されているのか、3つ目、必要な定数をどのように確保しているのか、4つ目、職によっては消防局の正規職員化を検討する必要はないのか、以上の観点から消防局長に伺います。課題があればあわせて伺います。

◎原悟志 消防局長 非常勤職員についての御質問でございますが、初めに、非常勤職員報酬の対象となる職員の職務内容につきましては、職員の保健相談、火災原因調査や予防業務に関する事務の補助及び消防訓練センターの維持管理などの業務でございます。なお、職務に必要とされる職員の数につきましては27人で、職務の内容に応じて公募または退職者により職員数を確保しているところでございます。次に、火災予防指導員報酬の対象となる職員の職務内容につきましては、立入検査及び違反処理に関する事務を主体としまして、予防関係の申請、届け出に関する業務でございます。なお、職務に必要とされる職員数につきましては16人で、退職者により職員数を確保しているところでございます。いずれも必要とされる職員の数につきましては、社会情勢やニーズの変化に応じ、毎年関係局と協議し検討しております。また、来年度、非常勤職員にかかわる制度改正がありますことから、その後の動向を注視し

てまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 会計年度任用職員の動向を見きわめるということでございますから、ちょっと推移を見ていきたいと思えます。ただ、いずれにしても、消防局は特にやはりマンパワーが必要な職場でありますから、必要な人員の配置がしっかりされますように、また、職員が必要だということであれば、また堂々と予算要求をしていただきたいと思えます。推移を見ていきたいと思えます。

次に参ります。消防局予算の流用について伺います。神奈川県消防学校初任教育負担金から電気料に約170万円流用されております。この流用の目的と原因について、さらに、予算の運用上の課題はないのか、それぞれ消防局長に伺います。

◎原悟志 消防局長 電気料への流用についての御質問でございますが、流用につきましては、ガソリン等の燃料類が高騰し、電気会社の発電コストが上昇したことや、翌年度からの電気供給業者の変更に伴い、当年度末に電気料金を精算する必要がありましたことから、約1カ月分の予算不足が生じたものでございまして、神奈川県消防学校初任教育負担金などから充当したものでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 ガソリンの基準価格を超えての高騰と、及び電気供給業者の変更に伴い、約1カ月分の電気料金が例年よりも当年度に上乘せされたとの2つの理由で、当初予算の施設維持管理事業費が足りなくなり、流用を行ったとのこと。事業科目は異なりますが、消防車両等管理事業費、救急用消耗品費、消防活動事業費などからも同様の理由でガソリン代等への流用が行われております。

予算及び決算規則では、そもそも流用は必要最小限度とするとうたわれているわけであります。今回の流用による対応はやむを得ない面もあると思いますけれども、果たして今回の事例から、これからの予算運用のあり方について、予備費での計上、運用のあり方も含めて課題の改善点について消防局長に伺います。

◎原悟志 消防局長 予算運用のあり方についての御質問でございますが、予算の流用は、予算執行時における状況変化に迅速かつ的確に対応する必要がある場合に限り行っているものでございまして、当年度は予期せぬ価格高騰等に対応するため予算流用を行ったものでございます。海外情勢や為替等の影響による価格変動を予見することは非常に困難であることが課題であると認識しておりますので、今後も引き続き適切な予算執行に努めるとともに、関係局と協議の上、適切な予算の計上に努めてまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 関係局との協議の上ということの答弁でございましたけれども、特に財政局と、このガソリン代等の基準価格のあり方については、しっかりまた詰めていただきたいと思います。要望を申し上げて終わります。

(1 2 - 2) [令和 1 年 決算審査特別委員会 (健康福祉分科会 第 2 日)]

[09月27日]

◆織田勝久 委員 通告に従って質問いたします。まず、市立病院のインバウンド対応について伺います。外国人医療費の未徴収問題についてであります。昨年の国の調査によりますと、昨年10月の一月で全国約2,000病院が外国人患者を受け入れ、うち2割近くの372病院で医療費を回収できていないという調査結果を、この3月に厚生労働省が公表したわけであります。請求から1カ月たっても医療費が全額支払われていない未収金は、372病院で約3,000件発生していたとのこと。この国の調査による川崎市内の自治体病院、民間病院合わせての回答内容と、未収金の実態について健康福祉局に伺います。

◎永松祐一 健康福祉局保健医療政策室担当課長 外国人医療費の未収金についての御質問でございますが、厚生労働省に確認いたしましたところ、本調査において市内で外国人患者を受け入れた病院は、公立、民間合わせて9施設、そのうち未収金があると回答した病院は1施設、未収金が生じた延べ患者数は9名、未収金額は合計5万8,768円でございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 ちなみに、市立川崎病院と井田病院は対象ではなかったということのようであります。

次に、平成29年度、30年度、それぞれの市立病院の訪日外国人の未収金の実態について伺います。異常債権がある場合には、この回収方法についても具体的に病院局長に伺います。

◎田邊雅史 病院局長 訪日外国人の未収金についての御質問でございますが、平成29年度決算につきましては、川崎病院、井田病院ともに未収金はありません。平成30年度決算につきましては、川崎病院では3件で約430万円の未収金がありました。井田病院は未収金はありません。なお、一定期間入金のない債権や回収されない可能性がある債権としての異常債権は現在はありませんが、回収が長期にわたる可能性もあることから改善すべき課題があるものと認識しております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今、局長から答弁いただきましたが、現状は債権はないということでもありますけれども、今、430万円という話の中で、1件400万円というケースがあるんですね。これは月に2万円ずつ今は返済をしてもらっているということでもありますけれども、400万円を2万円ずつでありますから、200カ月と。そうすると約17年にわたって返済をすることになるわけですね。17年という長期な期間でありますから、異常債権化する懸念は、これはあるわけでもありますから、回収スキームの見直し、このケースについてもしっかりと求めておきたいと思えます。

平成30年3月の予算審査での質疑において、市立病院では訪日、また在日の外国人患者を区別した統計をとっていなかった、また、実態を把握する体制整備については、今後、

訪日外国人が増加することが予想される中、課題の一つと認識している、関係部署との連携を図りながら対応について検討してまいりたいと当時の病院局長から答弁をいただいております。また、本課題の調整整理と責任部署のあり方を当時の三浦副市長に行ったところ、関係局でそれぞれの課題について情報共有などを図るとともに、インバウンドに関する会議等を活用しながら適切に対応してまいりたいとの答弁を得ております。その後の課題解決に向けての庁内の対応について病院局長に伺います。

◎田邊雅史 病院局長 訪日外国人に係る課題解決に向けての病院局の対応についての御質問でございますが、平成30年3月の予算審査を受けて、平成30年4月から訪日外国人に係る未収金の集計を行うようにするとともに、局内債権対策推進委員会において情報共有を図っているところでございます。また、訪日外国人に係る情報や課題の共有を図るため、経済労働局所管のインバウンド等誘客推進会議に平成30年3月から参加するとともに、訪日外国人旅行者受け入れ医療機関として平成29年度に登録した井田病院、多摩病院に続き、平成30年度に川崎病院が登録したところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今、御答弁いただきましたけれども、具体的なケースごとにどういふふうに対応するのか、インバウンドの救急患者の対応は誰が行うのか、医療の対応と医療費の徴収の対応というのが、それぞれあるわけですね。これをドクターが一括して対応するのか、事務方が対応するのか、これはいろいろなケースを予測して、やっぱりマニュアルをつくっておく必要があると思うんですね。来年に備えて、これは本当にくれぐれも遺漏なき対策を求めておきます。

次に参ります。非常勤職員の予算の流用について、ちょっとお伺いしたいと思います。報酬の流用についてであります。平成30年度決算によると約4,700万円、報酬から手当に流用されているわけであり。報酬は非常勤職員の人件費に当たるため、そもそも正規職員の人件費が十分に措置されているのか。非常勤職員の報酬で正規職員の給与の事実上の補填がなされているのではないかと懸念するところです。この流用目的について病院局長に伺います。

◎田邊雅史 病院局長 報酬の流用についての御質問でございますが、平成30年度川崎市人事委員会勧告による期末勤勉手当の支給率引き上げに伴い、所要額を不用が見込まれた報酬から流用したものでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 慢性的に病院スタッフが足りない、そういう現状を認識しているわけであり。現場のそれぞれのスタッフの皆さんに一生懸命医療を支えていただく、そういう意味では本当に敬意を表する次第でありますけれども、ただ、やはり、人手が足りないという部分の手当てをしっかりとしていく必要は本当にあると思うんですね。療法士の確保については、リハビリテーション機能の充実に目的を、本年3月の予算議会で定数条例の改正を行ったところであります。チーム医療の推進に伴い、医師、看護師に加え薬剤師、臨床検査技師、栄養士などの医療技術職が活躍する場がふえていくとも仄聞するところです。現在、正規職員が行う医療業務を補助、補佐するために川崎病院と井田病院におい

て約200名の非常勤嘱託職員、約300人の臨時的任用職員を任用している実態がございます。非常勤嘱託職員を募集、確保する上での課題について伺います。また、臨時的任用職員については、常勤看護師の育休取得などによる夜勤や当直に配慮が必要な人員の確保が課題と認識しておりますが、これもまた募集確保、さらに待遇改善への課題について病院局長に伺います。

◎田邊雅史 病院局長 非常勤嘱託職員等の確保上の課題などについての御質問でございますが、初めに、確保上の課題についてでございますが、非常勤嘱託職員では、募集条件に見合った専門的または高度な知識を有する人材が集まらず、一部の職で欠員が生じていること、臨時的任用職員では、育児支援制度を利用する常勤の看護職員が増加する中、その代替として夜勤等を担う臨時的任用職員の確保が追いつかないことが課題となっているところでございます。次に、待遇改善への課題についてでございますが、確保が進まない要因として、1回の任用が半年または最大でも1年間と職の安定性がないこと、給与面では民間の同様の職と比べ年収ベースで差が生じていること、臨時的任用職員については、1年以上同じ職で働く場合には2週間の中断期間が必要であることなどが考えられます。しかしながら、こうした要因については、来年度から施行される会計年度任用職員への移行に伴い、例えば、原則として期末手当の支給対象となり給与面での改善が図られるなど、解決される部分もあることから、任用が進むことを期待しているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 次に、これらの人員確保や定数見直しの課題を、今進めております市立病院中期経営計画及び病院機能の再編計画の中で、どのように反映し解決を図るのか、基本的な考え方を病院局長に伺っておきます。

◎田邊雅史 病院局長 人員確保についての御質問でございますが、非常勤嘱託職員等の確保や定数につきましては事業計画等の中ではお示ししておりませんが、医療機能の維持や見直しの際には、その適正配置の検討が必要と認識しております。また、川崎病院の医療機能再編整備における医療機能の強化拡充等に伴い、今後、看護職員を初めとする常勤職員の増員を想定し、その安定的な確保に向けた検討を行う必要があるものと考えております。そのため、次期の市立病院中期経営計画や、総合計画第3期実施計画の策定過程において関係局との協議調整を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 計画の前段において、せっかく看護師の対応も7対1に見直していただいたわけでありますから、看護師を初めとする病院スタッフを、やはりしっかりと定数の議論をしていただき、行財政改革も大変とは思いますが、必要な人材についてはしっかり正規で抱えていくと。そういうことをベースに、それで非常勤嘱託なり臨時的任用はしっかり考えるということ、しっかりやっていただきたいと思うんですね。これは強く要望申し上げて質問を終わります。